

## 入札公告

社会福祉法人矢吹厚生事業所の発注する工事の請負について、下記のとおり条件付一般競争入札に付する工事としたので、入札参加を希望する場合は一般競争参加申請書を提出してください。

令和3年11月6日

社会福祉法人 矢吹厚生事業所  
理事長 安田 英明

### 1. 入札に付する事項

(1) 工事名	わーくる矢吹 店舗新築工事
(2) 工事場所	福島県西白河郡矢吹町善郷内 233-12
(3) 工期	契約日から2022年3月31日まで
(4) 工事概要	用途:就労継続支援B型事業(弁当作業棟) 構造:平屋建 規模:延床面積 185.14 m <sup>2</sup>
(5) 入札日時	2021年11月19日(金)13時00分
(6) 入札場所	社会福祉法人 矢吹厚生事業所内 多目的室 〒969-0212 福島県西白河郡矢吹町善郷内 14-1
(7) 現場説明	なし
(8) 入札保証金	免除
(9) 契約保証金	なし
(10) 請負業者賠償責任保険	要加入
(11) 最低制限価格	設ける
(12) 前払金	なし
(13) 部分払	あり 契約時 20%上棟時 60%完成時 20% (支払時期は変更あるものとする。)

## 2. 入札参加資格の要件

(1) 単体又は共同企業体	単体企業とする
(2) 工種	建築工事一式
(3) 建設業許可	一般建設業の許可を受けているもの。
(4) 営業拠点	福島県内に所在し、契約締結権限を有する本店・支店または営業所であること。
(5) 実績要件	特に設定せず
(6) 配置技術者	主任技術者の資格を有するものを専任で配置すること。
(7) 共通事項	<p>(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。</p> <p>(2) 本入札の公告日または入札日において、福島県の公共工事への入札参加制限中の者でないこと。</p> <p>(3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない物および破産者で復権を得ない物に該当しないこと。</p> <p>(4) 破産の予防を目的として特別清算の手続きを裁判所に申請していない者。</p> <p>(5) 会社更生法の適用を申請した場合は、裁判所からの更生手続きが完了した者。</p>

## 3. 入札の参加手続き

(1) 入札及び参加手続き提出書類	<p>(1) 入札書類</p> <p>① 入札書(任意様式) ※代理人による場合は委任状が必要となる。</p> <p>② 建築工事(建築・電気設備・機械設備・外構)それぞれの 大項目の記載された内訳書(用紙は任意)</p> <p>(2) 入札参加資格確認書類</p> <p>① 施行実績調書(任意様式)</p> <p>② 施行予定技術者届出書(雇用関係を確認できる書類を含む)(任意様式)</p> <p>③ 建設業の許可通知書の写し</p> <p>④ 入札者の称号、名称、住所を記載した書類(任意様式)</p> <p>⑤ 申請担当者、メールアドレス、電話番号が分かる名刺(2</p>
-------------------	---

	枚)
(2) 提出問合せ先	<p>社会福祉法人 矢吹厚生事業所 事務所内 〒 969-0212 福島県西白河郡矢吹町善郷内14-1 電話 0248-42-3077 FAX 0248-21-8020 E-mail info@worcle-yabuki.jp</p>
(3) 交付期間	<p>令和3年11月6日(土)から令和3年11月16日(火)まで 午前9時から午後5時まで ※日曜を除く</p>
(4) 提出期限	2021年11月16日(火) 午後5時まで
(5) 入札参加資格の審査	提出された入札参加等確認申請書などにより参加資格の有無について審査を行う。
(6) 設計についての質問	<p>令和3年11月6日(土)～ 令和3年11月16日(火) 社会福祉法人矢吹厚生事業所にメール送信 info@worcle-yabuki.jp 質問の回答予定 令和3年11月5日(金)～ 令和3年11月16日(火)随時 社会福祉法人矢吹厚生事業所 info@worcle-yabuki.jp よりメール送信</p>
(7) 入札時の注意事項	<p>ア 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。 イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。 ウ 入札の際、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を持参してください。提出を求める場合があります。この場合、提出をしないと認められる業者の行った入札を無効とします。 エ 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札候補者の入札価格とするので、入札参加申請者は、消費税の課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望の金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。 オ 入札参加者申請後に入札を辞退する場合は、書面で届</p>

	<p>け出てください。</p> <p>カ 入札に参加される方は、入札参加申請者ごとに原則1名とします。</p> <p>キ 予定価格に達しない場合、再入札を行います。</p> <p>ク 再入札の結果、落札候補者がいない場合、入札者の内最低の価格で入札した者の金額と予定価格との差額が入札書等比較予定価格の10%を超えない場合は、最低価格で入札した者と随意契約の手続き(当該業者に見積書を提出させ、予定価格の以下の金額であれば契約)を行います。</p>
(8) 落札者の決定	<p>(1) 入札予定価格またはそれを下回る最低の価格をもって入札した業者を落札者とする。</p> <p>(2) 入札予定価格に達しなかった場合は再度入札を同日1回執行する。</p> <p>(3) 尚、入札予定価格に達しなかった場合は最低価格入札者との随意契約により決定する。</p>
(9) 契約の締結	<p>落札されたものは、落札後、理事会承認を経た後に契約を締結する。</p>